

●香川県告示第24号

香川県造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程

香川県造林事業補助金交付規程（昭和36年香川県告示第487号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業の種類等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定森林再生事業 自然条件等の理由で更新が困難であるなど、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できないが、災害の防止や生物多様性の保全等の観点から成林させることが必要な林地や気象害等の被害を受けた森林について、地方公共団体と森林所有者等による協定（市町にあっては森林所有者と、市町以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者との間で締結される、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。）に基づき実施する、森林造成、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林等及び松くい虫による被害を防止するための周辺松林の樹種転換等を行う事業</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(事業の種類等)</p> <p>第2条 事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>環境林整備事業 計画的な間伐を実施することが困難であること等の理由により森林の所有者等による整備が困難な森林のうち、生物の多様性の保全等の観点から森林施業が必要なもの又は気象上の原因により被害を受けたものについて、事業主体と森林の所有者等との間で締結する協定（本事業による森林施業の実施後おおむね10年間は、当該事業に係る森林の皆伐を行わない旨を定めたものに限る。）に基づいて行う広葉樹林又は広葉樹及び針葉樹が混生する森林への転換に向けた森林施業、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林等、保全松林緊急保護整備（森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫（以下「松くい虫」という。）が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において行う公益的機能の高い健全な松林の整備又は同条第7項に規定する樹種転換をいう。以下同じ。）等を行う事業</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の場合において、その事業が、松くい虫が運ぶ線虫類により林木の本数被害率が5パーセント以上の被害を受けた林分の林木伐採跡地について行う事業、伐採木を搬出し、かつ、集積する作業を伴う事業及び人工林等に侵入してきた竹の除去又は竹林跡地で行う人工造林に係る事業であるときは、同項に規定する率にそれぞれ10分の1を加えて得た率をもって同項に規定する率とする。</u></p>

附 則

- 1 この規程は、令和元年6月7日から施行する。
- 2 改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、令和元年度分以降の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。